

第3回 札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会 議事抄録

1 日時 令和6年8月7日(水)10時00分～12時00分

2 場所 札幌市役所本庁舎18階第二常任委員会会議室

3 出席者 委員

北海学園大学経営学部教授	石嶋 芳臣
札幌市立大学デザイン学部准教授	大島 卓
北海道大学大学院工学研究院教授	岸 邦宏
北海道大学大学院法学研究科教授	岸本 太樹
札幌商工会議所住宅・不動産部会部会長	佐藤 源五郎
北海道大学大学院工学研究院助教	渡部 典大

札幌市

まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部都市計画課長
まちづくり政策局都市計画部都市計画課土地利用係長
まちづくり政策局都市計画部都市計画課計画推進担当係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部事業推進担当部長
まちづくり政策局都市計画部事業推進課長
まちづくり政策局都市計画部事業推進課計画係長

(1)開会

(2)資料説明及び討議

【立地適正化計画について】

1)資料説明

- ・ 都市計画課計画推進担当係長から資料説明

2)各委員からの意見

(渡部委員)

- ・ 「高次機能交流拠点」は、札幌の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能が集積する拠点と都市マスに書かれており、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」と非常に関連性が高いと思われるが、これらの関係が語られていない。この点についてどのように整理するのか伺いたい。

(都市計画課長)

- ・ 「高次機能交流拠点」は市街化区域内だけでなく市街化調整区域に存在するものもある中で、その拠点の活動や魅力を高めていくという考えであるが、立地適正化計画の「都市機能誘導区域」は、都市活動に必要な機能、都心であれば都市全体に必要な機能、地域交流拠点であれば後背圏の生活利便を支える機能を誘導する区域となっているので、それぞれ意味するものが違うということから、全て関連するものという認識ではなく、区分して整理すべきものだと理解している。

(渡部委員)

- ・ この「高次機能交流拠点」は、今のご回答のとおりいろいろなエリアや役割があるので、都市マスの見

直しにおいてはその点を意識して整理する必要があるのではないか。

- ・ 特に、立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に関連するものとしては、例えば誘導施設に挙げられているMICE関連だと、「高次機能交流拠点」である「北海道大学周辺」や「東札幌」のコンベンションセンターなどが考えられるので、このような「高次機能交流拠点」の役割を期待しながら誘導するエリアを計画していくことが必要になると思う。
- ・ 一方で、誘導区域ではないエリアや市街化調整区域に位置付けられている「高次機能交流拠点」においては、「地域に応じた課題解決に取り組むエリア」の中での特色を作る拠点になると思う。
- ・ そういう意味では、「高次機能交流拠点」は、立地適正化計画で位置付けるエリアとの関係を作っていく大事なエリアなのかと思う。
- ・ 居住誘導区域については、地域交流拠点と居住を誘導するエリアとの関係性を意識しながら議論しているが、同じように、「高次機能交流拠点」を分類しながら、「都市機能誘導区域」や「地域に応じた課題解決に取り組むエリア」との関係を考えていく必要があると思う。

(都市計画課長)

- ・ ご指摘のとおり、立地適正化計画と連携する部分を整理し検討を進める。

(渡部委員)

- ・ あと2つはコメントだけさせてもらいたい。
- ・ 1つは、都市機能の誘導で、医療関係の誘導施設は200床以上の大規模な病院が対象になっているが、子育て中に住もうとする地域を考えた時に、小児科などが立地していることが居住地を選ぶ際の判断材料にもなっていたりする。そういった意味で、医療関係と子育てを掛け合わせていくと、誘導する施設については、規模だけではないものについても書いても良いのではないか。
- ・ もう1点、一時滞在施設については、かなり大規模な災害を想定されているが、札幌では年に1回、あるいは2、3年に1回ぐらい大雪による交通麻痺が起きていて、そういった中でライフラインや道路の復旧、除排雪の優先順位を付けるなど、規模は小中規模でも頻度の高い災害についても都市活動としてのインパクトがあることから、そのような災害への対策のようなことも重要と感ずるので、計画に記述が必要なのかについても、これから検討できるのではないか。

(計画推進担当係長)

- ・ 小児科については誘導施設への位置付けを検討したが、拠点に集約させるよりも生活に身近なところに立地している方がよいと考えおり、実際に市街化区域の大部分がカバー圏となっていることから位置付けないこととした。
- ・ 一時滞在施設については、今回は大規模な災害をターゲットにし都心の誘導施設に位置付けることとしたが、危機管理部局とも調整し、ご指摘のあった規模の災害も含めどういった誘導施設への位置づけが可能か改めて検討する。

(岸部会長)

- ・ 過去に、北海道大学の加賀屋先生が災害時の帰宅困難者のシミュレーションをされていたが、このようなことは札幌市では検討しているか。もしその帰宅困難者の何人がどの辺でそれ以上歩けなくなるなどのデータがあれば、それに基づきどの辺に防災の拠点をつくらといった計画を立てたり、それが例えば「都市機能誘導区域」にあればいい、といったように繋がればいいと思って聞いていた。

(都市計画課長)

- ・ そのような調査成果については改めて確認したいと思う。
- ・ また、先ほどの渡部委員の道路の復旧や除排雪の優先順位などについて、災害からどのくらい経った

ら、何をどのレベルで行うか、というようなタイムラインのようなものも各部署で作成しており、そうしたものも含め確認する。

(岸部会長)

- ・ 大雪時における道路の復旧については、既に計画があるかと思う。おそらく「都市機能誘導区域」と重ね合わせると、「都市機能誘導区域」を結ぶような形になっているはずであるが、もしそこに漏れがあったら指摘してもいいのではないか。「都市機能誘導区域」であるのに、優先順位が他のところよりも低くなっていることがあれば、調整してもよいのではないか。

(大島委員)

- ・ 今回、一時滞在施設が都心の誘導施設と位置付けられていると思うが、地域交流拠点には一時滞在施設を誘導することを考えていないのか、それとも他に誘導施設として位置づけることとしている屋内遊び場や大規模商業施設が一時滞在の機能を担保するという考え方なのか。

(計画推進担当係長)

- ・ 都心において約 4 万 6000 人の屋外滞留者が発生するということもあり、一時滞在施設は、都心の誘導施設として考えていたが、地域交流拠点における考え方については、先ほどの渡部委員からの意見もふまえ、改めて整理したい。

(大島委員)

- ・ 一時滞在は目的ではなく機能だと思う。そういう意味では、屋内遊び場などが増えてきた時には、それが災害時の一時滞在の機能を担保することにもなると思うので、そのような施設の多目的利用といった側面でも考えると良いのではないか。

(岸部会長)

- ・ 居住誘導区域の整理は今回のものでよいと考える。
- ・ 「持続可能な居住環境形成エリア」については、これまでもいろいろな矛盾があると思っており、例えば「持続可能な居住環境形成エリア」ではないところは持続可能でなくてもいいのか、というメッセージを発することにも繋がってしまうと思っていたし、現計画では持続可能な居住環境形成エリアと都市機能誘導区域が重なっているところがあり、居住誘導を図らなくていいのかと思って見ていたが、今回示された資料では、都市機能誘導区域のまわりに居住誘導区域が広がる図になっていて、うまく整理されたように思う。
- ・ 「持続可能な居住環境形成エリア」でなくなったところは、すぐに都市サービスを止めるわけではなく、今後は「地域に応じた課題解決に取り組むエリア」として、元々「持続可能な居住環境形成エリア」だったところだけでなく札幌市全体で課題を解決していく、というような整理はいいと思う。
- ・ 都市機能誘導区域については、法律上、市街化区域面積に対して上限の面積はあるか。

(計画推進担当係長)

- ・ 現計画では、篠路がまさに持続可能な居住環境形成エリアの中にポツンと都市機能誘導区域が立地している地域だが、今後の計画では、「持続可能な居住環境形成エリア」を削除し、都市機能誘導区域より広く、居住誘導区域を広げることを検討している。
- ・ 都市機能誘導区域に上限はないが、都市機能誘導区域の面積が市街化区域面積の 50%を超えると国の補助が受けにくくなるといった条件はある。今回新しく広げた居住誘導区域も、市街化区域の 40%程度になっているため、それより狭い都市機能誘導区域であれば特に問題はないと思っている。

(岸本委員)

- ・ 『「持続可能な居住環境形成エリア」』を位置付けるのではなく「地域に応じた課題解決に取り組むエリ

ア」という用語を、非常に慎重に検討された上で使われていると感じる。さらに 36 ページで、集約すべきところには集約を積極的に図っていくという図となっており、一步も二歩も大きく考え方として前進したと見ている。

- ・ 都市機能誘導区域は、500～800mの範囲という形での拡大を考えていることについて、都市機能を誘導し拠点性をもたせるところは、地下鉄・JR 沿線上にいくつかバランスよく配置するのが市全体にとって良いと思う。そういうときに、都市機能誘導区域を拡大する区域は、人口動態や将来人口推計を考えた時に、バランスよく配置されていると言えるか考えていく必要があると思う。
- ・ それから、地下鉄・JR 駅の中のどの駅を選択するのかというのは、駅の周辺との関連性の中で慎重に判断していく必要があるかと思う。
- ・ 「具体的な区域境界の設定にあたっては土地利用状況や都市基盤の整備状況等を考慮して」と記載しているが、拠点となる駅周辺というものを市全体の中でバランスよく配置するためにどういう基準を考えているのか、ということと、500～800mの範囲の中で場所によって異なる距離で切り分ける際に拠り所となる基準について、今の時点で考えているものについて聞きたい。

(計画推進担当係長)

- ・ 都市機能誘導区域については、まちづくり戦略ビジョン、都市計画マスタープランに位置付けられた地域交流拠点に対応させているため、今回新しく追加する居住誘導区域への設定は考えていない。
- ・ 範囲については、現在は用途地域や高度地区の境界で設定しているが、今回の見直し作業では、地域の状況を見て幹線道路や河川まで広げたり、低層住宅地のエリアは除外するなど、そのあたりを確認して個別に設定していきたいと考えている。

(岸本委員)

- ・ 都市機能誘導区域が大体どの範囲の地域に対する拠点となっているか、具体的なイメージはあるか。また、バランスの良いコンパクトな都市を実現しようと思えば、現在、拠点性をもっていないところでも、今後周辺にとって拠点となることが望ましい場所に対して都市機能誘導区域を設定するという考えもあるのではないかと思うかがいかか。
- ・ あまりにも都市機能誘導区域が離れすぎていると、後背のエリアに住んでいる方々が自身の拠点がどこか分からなくなってしまい、誘導の性質が弱まる懸念される。なので、誘導するのであれば、どの地域の拠点であるか、そこにどのような都市機能が必要なのかが見えるべきではないかと思う。

(都市計画課長)

- ・ スライドに示しているとおり、人の移動の分析から拠点それぞれの後背圏を色分けしている。実際には、単色の中でも少し、違う拠点への移動もあるが、概ねその拠点の後背圏を分析している。これに基づいて、バランスがよいかどうかまではチェックできていないが、こうした分析を踏まえて考え方を整理している。

(岸部会長)

- ・ この先どの地区を重点的にやっていくか、例えば都心を充実させていく方針を示すのは、都市計画マスタープランなのか、あるいは都心まちづくり計画なのか。立地適正化計画との整合ももちろん必要だと理解しているが、そのあたりはどう考えているのか。

(都市計画課長)

- ・ 立地適正化計画は都市計画マスタープランと一体的なものではあるが、ご指摘の内容については、都市計画マスタープランの方で受け持つものと思っている。

(岸部会長)

- ・ 立地適正化計画でまとめるべきは機能集約の方針ということか。では、例えば大通を盛り上げるといった内容は、別の計画で示すという理解か。

(地域計画課長)

- ・ それは、「都心における開発誘導方針」で都心部の容積率緩和により開発を誘導していこうというところと、立地適正化計画でいう都市機能誘導区域が整合しているのかということか。

(岸部会長)

- ・ そうではなく、立地適正化計画の都市機能誘導区域の中で、その中でも大通の都市機能誘導区域を重点的に進めるといふところまで立地適正化計画で掲げる必要があるのか、法律で定められている枠組みの中でどこまでなのかを確認したい。

(都市計画課長)

- ・ 法的には、立地適正化計画では、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定める。都市機能誘導区域はどのような施設を誘導するかを定めるのが主である。そう考えると、ご意見のあった優先度については、都市計画マスタープランで受け持つことと考えている。

(岸本委員)

- ・ 要約すると、立地適正化計画は、都市全体でどこに居住機能や都市機能を誘導するかの考え方をランドデザインとして示すものであり、この立地適正化計画と連携する形で、都市計画マスタープランでは、より具体的に都心の中や、地域交流拠点を細かく分類しながら都市機能誘導を考えていくという理解でよろしいか。
- ・ なので、都市計画マスタープランと立地適正化計画が相互に連携しつつ、何でも立地適正化計画の中で語らなきゃいけないわけではないということ。
- ・ 本日の説明では、部分における重点的な話ではなく、都市全体の中でどこに都市機能を誘導するか、という計画の中で、その都市機能誘導区域の範囲拡大を提案している、そういう理解でよろしいか。

(都市計画課長)

- ・ 補足すると、今のお話に加えて、地域の具体的な事業展開の方針を定めるまちづくり計画もある。当然そういった個別計画とも連動しながら組み立てている。

(岸部会長)

- ・ 私は、地域交流拠点の清田では居住誘導区域が現行の都市機能誘導区域の範囲と同じなのは違うなと思っていたが、篠路も清田も今回示された考え方でよいと思っている。
- ・ では、本日の立地適正化計画の議論については、概ねはこのような方向で各委員良いということで、ただ、整合性の話や流れについて各委員からコメントをいただいているが、そこは反映できるか含めて作業を続けていただきたい。

【都市再開発方針について】

1) 資料説明

- ・ 事業推進課計画係長より資料説明

2) 各委員からの意見

(渡部委員)

- ・ 資料17ページ論点②「次期方針の基本目標について」に関して、都市再開発方針の目標と上位計画の対応を整理しているが、ここが非常に大事と考える。また、都市計画マスタープランや立地適正化計画のうち再開発に関わる事項を踏まえて定められるこの方針の基本目標が、先ほど議論のあった都心まちづくり計画や景観計画、総合交通計画等のその他の部門別計画にどのように反映され、実行されていくのかが示されると、この方針が何を決めて、どのように実現されるものなのかが非常にわかりやすくなると思う。
- ・ 資料22ページ論点③「次期方針下において求められる主な公共貢献について」に関して、「居心地が良く歩きたくなる空間の形成」と「歩行者ネットワーク拡充」は、内容に近いところがあるためまとめて良いかもしれない。
- ・ 再開発に求められる公共貢献について、例えばヒートアイランドへの対応と建物のエネルギー消費の関係など、直接的な人に対する配慮だけではなく、広い視点での「都市環境」への配慮についての記述も追加してはどうか。
- ・ また、公共貢献について、計画時においてはいかに貢献性があるものとなり得るかを審査・審議しているが、その後の運営状況を把握することが重要。公開空地の整備効果やゼロカーボンの達成状況など公共貢献の効果を把握し、その後の計画・事業に反映していくことが大事。エリアマネジメントのようなソフト的な取り組みを展開していく上でも必要なこと。補助など市の施策の条件として、公共貢献の実行・実現状況の把握を位置付けることができるといい。

(事業推進担当部長)

- ・ 各種行政計画同士の関係性はわかりにくいところがある。都市再開発方針ではどこまでを定めて、具体の実効をどの計画に反映していくのかを整理し、市民・事業者にとってわかりやすいように工夫していきたい。
- ・ 公共貢献の効果測定については、定量的に把握できるもの・できないものがあるが、重要な視点と理解。都市再開発方針において直接位置付けるのか、あるいは具体的な施策運用において位置付けるのか検討したい。
- ・ また、主な公共貢献の項目として示した「居心地が良く歩きたくなる空間の形成」と「歩行者ネットワーク拡充」がまとめられるのではないかという点についても次回に向けて検討する。

(石嶋委員)

- ・ 資料22ページ論点③「次期方針下において求められる主な公共貢献について」で、脱炭素化の推進をしていくことは理解できる。また、交通環境の整備として、エレベーター等への動線確保の趣旨として駅周辺のロードヒーティング整備の記載がある。これは車いすを利用されている方をはじめ、誰にとっても冬でも移動しやすい環境を整備することを前提としているものと推測。一方で、ロードヒーティングは費用面だけでなく熱源をどうするかの問題もある。想定している熱源は脱炭素化とつながるものと理解してよいか。

(事業推進課長)

- ・ ロードヒーティングは一般的にはその熱源として電気あるいはガスを使用している。化石燃料に依存しない方法なども念頭に置きながら冬季の歩行環境の改善につながる取組を検討していく、という趣旨でこの度、公共貢献の項目として例示したものである。

(岸部会長)

- ・ 具体的な取組を都市再開発方針にどう位置づけられるかが重要と考える。

(大島委員)

- ・ 資料13ページ論点①「現行方針の総括と今後の方向性」に関して、資料9ページにおいて、全17ある地域交流拠点のうち6つの拠点以外で大きな開発実績がなかったとの記載がある。こうした大きな視点での総括のほか、拠点ごとに問題点等は整理されているか。

(事業推進課長)

- ・ 現在具体的に整理したものはない。なお、現行の方針では、地域交流拠点を含む地下鉄駅を2号地区に設定し、民間ビル等の開発に合わせて、駅のコンコースと地上をつなぐエレベーターを設置していく取組を進めていくこととしているが、駅によってその整備状況や課題には差があることもわかっている。そういった点を次の計画にどう反映させていくべきか検討しているところである。

(大島委員)

- ・ 資料22ページ論点③「次期方針下において求められる主な公共貢献について」における公共貢献の例として、「グリーンインフラ」というキーワードを取り入れてはどうか。豪雨や雪解け水のオーバーフローへの対応について今後問題になってくるように感じている。諸外国ではすでに雨水等の貯留機能を持たせた公園等が整備されつつある。オープンスペースと社会インフラを一体的に考えた水害対応を、「災害に強いまちづくり」や「居心地がよく歩きたくなる空間の形成」として示されている項目に対応させて、キーワードとして入れられるとよい。

(事業推進担当部長)

- ・ 下水道を管理する部局においても雨水貯蔵施設や災害時に関する取組を進めている。情報把握して検討を進め、次回の部会において回答したい。

(岸本委員)

- ・ 資料16ページ「再開発の基本目標検討の前提」では、都心、地域交流拠点、住宅市街地、工業地、市街化調整区域等といった都市計画マスタープランで議論を進めている区分をもとに整理されている。一方、資料13ページ「現行方針の総括と今後の方向性」においては1号市街地、整備促進地区、2号地区、という名称で、都心や地下鉄駅周辺といった具体的なエリアが挙げられている。これらの関係性と立地適正化計画との対応・整合について確認したい。
- ・ 「都心・地域交流拠点」は、都市再開発方針でいう整備促進地区あるいは2号地区であり、立地適正化計画でいう都市機能誘導区域であり、「住宅市街地」は都市再開発方針でいう1号市街地であり立地適正化計画でいう居住誘導区域、という概ねの対応関係と理解してよいか。

(事業推進課長)

- ・ そのとおり。現行の都市再開発方針では「1号市街地」が概ね立地適正化計画の集合型居住誘導区域に対応し、「整備促進地区」については、主に立地適正化計画の都市機能誘導区域に対応している。「2号地区」は、都市再開発方針独自の範囲を整理しており、例えば都心における都市再生緊急整備地域やエネルギーネットワークへの接続可能性などを考慮して定めている。

(岸本委員)

- ・ その前提に立つと、再開発に携わる事業者・土地所有者等に対して可能な限りわかりやすく都市再開発方針と立地適正化計画との対応関係を示す必要がある。2号地区に位置付けられた都心であってもエリアによって性格が異なる。同じ地下鉄駅周辺でも立地適正化計画という都市機能誘導区域であったり居住誘導区域であったりする。「立地適正化計画で位置付けのあるエリアは、都市再開発方針ではこういった特色がある」「他のエリアとはこう違う位置付けがある」というところを明確にできると、立地適正化計画の実効性が高まる。さらにいうと、再開発がしやすくなり、民間開発を誘導しやすくなると考える。

(事業推進担当部長)

- ・ 計画の建付けや法律上の用語が異なるなどの事情もあるが、各計画におけるエリアの呼称や関係性をいかにわかりやすく伝えられるか、我々としても課題感を持っており、それゆえに本検討部会において都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の3計画をまとめて議論いただいている。最終的なアウトプットとしては、例えば理念的なビジョンや都市として狙うべきところは立地適正化計画で示し、それを具現化するために都市再開発方針で示す公共貢献を誘導していくなど、これらの関係性は強く意識して整理を進めていく。
- ・ 都市再開発方針の地区指定は次回以降の検討部会でお示しする。いただいたご意見も踏まえて検討を進めていく。

(事業推進課長)

- ・ 立地適正化計画の各誘導区域と都市再開発方針の地区指定がほぼ対応しているという説明をしたが、今回の部会で説明のあった立地適正化計画の新たな居住誘導区域は、主に一般住宅地を想定していると認識している。このため、高度利用を伴う再開発という視点で考えると、都市再開発方針の1号市街地と新たな居住誘導区域を完全に一致させる必要があるかどうかは今後の整理が必要と考えている。

(岸部会長)

- ・ 前半の立地適正化計画における議論の際に、優先度に関する事項を示すのは立地適正化計画ではなく都市計画マスタープランであるという説明があった。一方、2号地区の指定はある意味では再開発の優先順位を決めるということでもある。6つの地域交流拠点で開発実績があり、それ以外ではほぼ動きがなかったということ踏まえ、この先どうするかを今後考えていくときに、必ずしも立地適正化計画の都市機能誘導区域のすべてが都市再開発方針という2号地区に位置付けられるわけではないと理解した。

(岸部会長)

- ・ これまでは再開発を促すような形で施策が進んできた。その後のフォローアップの在り方について都市再開発方針に示す必要はないか。例えば事業計画があっても事業が具体的に進まないという状況があったときに、札幌市としてそこに何かフォローする仕組みがあるのかどうか。また、再開発事業が本当に成り立つかどうかの見定めをどこかでする必要はないか。その役割を果たすのは都市計画審議会なのか。「なんでも開発していきましょう」という時代ではない。ある種の歯止めをかけたリフォローしたりする仕組みはあるのか。

(事業推進担当部長)

- ・ 現在進められている個別の再開発事業については、それぞれの計画に基づいて進められている。
- ・ 各事業者においても、経済効果などは当然計画の中で考えられているように思うが、どこまで経済効

果があった、どの程度賑わいが生まれたか、などの効果測定やその測定手法について、この方針でどこまで定められるかは検討が必要。

- ・ どう歯止めをかけるか、というご質問について、札幌市としては「どのように民間開発を誘導していくか」という前提の中で民間事業者からの相談を受けるべきものと考えている。また、再開発の主体は民間事業者であるため「事業性」という判断基準が根本にある。各事業に対し、札幌市は補助金をはじめとした支援をする・しないという立場に立っており、札幌市が支援する条件として効果測定をきちんと位置付けることなどにより、間接的に事業性の低い事業に対して歯止めをかけていくことにつながり得ると考える。
- ・ 札幌市は市街地再開発事業の組合設立などを認可する立場であるため、事業性の有無やまちづくりへの貢献性がどれだけあるかについて、都市計画審議会とは別機能として評価しているという点をご理解いただきたい。

(岸部会長)

- ・ 資料22ページ論点③「次期方針下において求められる主な公共貢献について」に関して、交通ネットワーク関係として「モビリティハブ」の位置付けを検討いただきたい。この先、技術革新の中で新しいモビリティが出てくる可能性がある。交通結節点では、バス・地下鉄の乗り継ぎだけでなく、自転車や新しいモビリティを含めた乗継拠点性をどのように形成していけるか問題意識を持っている。

(事業推進課長)

- ・ 関係部局と協議して検討する。

(岸部会長)

- ・ 立地適正化計画と都市再開発方針、それらと都市計画マスタープランがそれぞれどのような役割を持ってどのような範囲の責任を負うかについて、今回の議論である程度整理されたように思う。各委員から個別のコメントがあったことも含め、引き続き検討を進めていただきたい。

【市民意見の反映に関わる取組みについて】

1)資料説明

- ・ 都市計画課土地利用係長から資料説明

2)各委員からの意見

- ・ 特になし

(3)今後の予定等

(都市計画課長)

- ・ 第4回検討部会は、10月10日(木)10時からとする。

以上